

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

和歌山県木材協同組合連合会

平成 18 年 6 月 20 日作成・決議・公表

第 1 目 的

本実施要領は、和歌山県木材協同組合連合会（以下「当連合会」という。）が平成 18 年 6 月 20 日に作成・決議・公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（以下「自主的行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第 2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当連合会の合法木材等供給認定事業体（以下「認定事業体」という。）として、木材・木製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は当連合会の会員を対象とする。ただし、当連合会の会員たる団体に所属する事業体については、当連合会の会員とみなして認定の対象とする。
- 3 前項の事業体以外の事業体の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第 3 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記 1 に定める「合法木材等供給事業者認定申請書」を、別記 1-1 で定める手数料及び初年度の維持費とともに、当連合会へ提出するものとする。
- 2 第 2 の 2 の但し書きの事業体の場合は、別記 1-2 による事業体の属する会員団体の推薦を付して申請するものとする。
- 3 1 項の初年度維持費は認定されなかった場合は返納する。

第 4 審査及び結果の通知

- 1 当連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定する。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材等供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第 5 の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。また、必要がある場合は現地審査を実施する。

3 当連合会は審査結果を申請者に通知する。

第5 合法木材等供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

⑤合法木材等供給事業に係る責任者が、1名以上選任されていること。

第6 合法木材等供給事業者認定書の交付及び公表

1 当連合会は認定事業者に対して、別記 2 で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当連合会のホームページ等により公表する。

2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 別途証明書を作成する場合の様式は別記 3 とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記 4 で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、前年度実績を毎年6月末までに当連合会へ報告するものとする。

2 当連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

当連合会は、必要に応じて認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査できるものとし、認定事業者は、当連合会から検査を行なう旨通知を受けた場

合は、必要な情報を提供するなど検査に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

- 1 当連合会は、認定事業者が次にいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等をホームページ等で公表することができる。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当連合会は、認定を取り消すときは、別記 5 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に交付する。

附 則 この実施要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。